

# 生物多様性問題の展開と方向性

研究員 寺林暁良

## 〔要 旨〕

- 1 今日、生物多様性問題に社会的な関心が集まっている。本稿は、国際社会と日本における生物多様性の動向を述べるなかで、生物多様性問題が環境問題として関心を集めている要因を明らかにする。
- 2 国際的な動向を振り返ると、生物学者が自然保護の対象を広げるために作り出した生物多様性という言葉は、生物多様性が人類にとって多様な価値があることや、国際的な政治や経済の問題と関係することを論拠として展開し、生物多様性条約として結実した。生物多様性問題は生物にかかわる多様な問題を指すものとなったが、特に生態系サービスの概念などによって経済問題としての側面を強めながら、さらに多くの人々から関心を集めている。また、生物多様性の経済的側面に対しては、日本の経済界も大きな注目を寄せている。
- 3 日本においては、生物多様性条約に基づいて政府主導で生物多様性問題が導入されたが、一方で、二次的自然に関する生態学的な研究成果をもとに、里山保全運動や農林水産業の動向と結びつき、独自の方向性を示してきた。地域社会で展開する生物多様性問題への取り組みでは、地域社会が失ってきた価値の再生や地域における様々な問題の解決が目指されており、地域社会を基盤に活動する人々の関心を引きつけている。
- 4 以上のように、生物多様性問題は、自然科学的な事実に基づきながらも、様々な価値や目的、問題を含むことによって社会的な注目を集めてきた。そして、多様な価値や目的のなかでも、特に経済問題あるいは地域問題といった問題解釈の方向性が示されたことが、生物多様性問題に多くの人々が関心を引きつける要因となっている。今後も生物多様性問題を経済問題あるいは地域問題ととらえる方向性が強まるにつれ、この問題はさらに多くの人々の関心を集めることになると思われる。また、それが多くの人々の関心を集めるなかで、今後人々がどのように利害の違いを理解し合うのが注目される。

## 目次

### はじめに

#### 1 分析方法

#### 2 生物多様性問題の国際動向

- (1) 生物学の研究成果と生物多様性
- (2) 功利的価値と政治・経済問題
- (3) 広い問題の幅をもつ生物多様性条約
- (4) 経済問題としての方向性
- (5) 経済問題への日本の注目

#### 3 日本における生物多様性問題の展開

- (1) 国家戦略とその改定
- (2) 二次的自然の豊かさ
- (3) 二次的自然を保全・再生する活動
- (4) 地域社会問題としての方向性
- (5) 地域社会問題の国際社会への提示

#### 4 生物多様性問題の方向性

#### おわりに

## はじめに

今(2010)年の10月18日から29日まで、愛知県名古屋市で「生物の多様性に関する条約」(以下「CBD」という)の第10回締約国会議(以下「COP10」という)が開催されるが、それに合わせるかのように生物多様性という言葉を見聞きする機会が増えている。

生物多様性はCBDの第2条によると「すべての生物の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」と定義されているが、その概念自体は決してわかりやすいものではない。それにもかかわらず環境問題として取り上げられるのはなぜなのだろうか。また、これまで生物学者や環境保護NGOなどが主役となって取り組んできた生物多様性問題に対して、多くの人々が関心を抱いているのはなぜなのだろうか。

本稿は、生物多様性問題が環境問題の一つとして注目を集める要因を明らかにし、

生物多様性問題の特徴や方向性を述べたい。

## 1 分析方法

本稿は、生物多様性そのものではなく、生物多様性を問題とする人々の主張や関心に焦点を当て、その特徴や方向性を明らかにする。これは、本稿が個人や社会がある状況を「問題」として提示する過程では、「状況認識」というフィルターが通されるという立場をとるためである。生物多様性問題でも、COP10を控えてマスコミや科学者らが連日のように生物多様性の話題を提供しているが、そこでどのようなことが「問題」として提示されるかは、問題を提示する人々が生物多様性の消失という状況をどのように解釈しているのかに依存すると考えられる。

こうした研究上の立場は、「社会構築主義的アプローチ」と呼ばれており(Kitsuse & Spector (1977)), 社会問題を分析する立場・手法として発展してきたが、土地や

資源をめぐる社会問題としてとらえられる環境問題の分析にも有効であるとされている(注1)る(Hannigan(2007))。

Best(1987)は、社会構築主義による社会問題の分析過程を前提(討論のための基礎づけとして役立つ基本的事実)、論拠(前提から結論を導くことを正当化するための陳述)、結論(社会問題を緩和あるいは根絶する措置の要求)の3つに区分している。本稿もこれにならい、生物多様性の消失を示す科学的事実はどのようなものか、その消失がなぜ、どのような関心のもとに問題とされるのか、問題解決のための方向性はどのようなものか、を中心に記述していきたい。

また、日本における生物多様性問題の展開を述べる前に、国際的な動向にも触れておく。これは、今日の環境問題は地域規模、国家規模、地球規模といったように空間的な階層性を持つため、地域や国家規模の環境問題を考察する場合にも国際的な動向を考慮する必要があるからである(松下・大野(2007))。特に生物多様性問題は、生物多様性の消失が起こっている「現場」を持つため、空間的な階層性を考慮してその動向を把握する必要は高い。

そして最後に、生物多様性問題が注目を集める要因と方向性について指摘する。

(注1)構築主義に対しては、実在主義者や実地調査を重視する立場から現実生活上の問題としてのリアリティを軽視するとして批判もある(例えば、堀川(1999))。本稿も、「いかに種の絶滅が進んでいるか」や「生物多様性の消失がどれだけ人間生活を脅かしているか」「ある経済アプローチがいかに有効か」といった現実の被害や

影響の程度についてはほとんど論じない。しかし、生物多様性問題の動向を客観的・価値中立的に秩序付けることを目的とするため、この分析方法は妥当であると考えられる。

## 2 生物多様性問題の国際動向

### (1) 生物学の研究成果と生物多様性

Tacacs(1996)は、生物多様性(biodiversity)という言葉がどのように生まれてきたかを生物学者への聞き取り調査から明らかにしているが、そのなかで「生物学者たちは生物多様性という用語で生物学的階層の多数のレベル(注2) 遺伝子、個体群、種、群集、生態系、そしてこれらのレベル間の相互関係と、それらを生み出しているプロセスを表現している」(72頁)とし、「保全の焦点を種からプロセス、生態系、生息場所にシフトさせるべきという見解を共有していた」(90頁)と述べている。

つまり、生物学者らは、自然保護の焦点を希少種や絶滅危惧種などの「種」から「生息地・生態系」や「遺伝的多様性」へ移す必要があるとの考えを生物多様性という言葉に込めた。さらにこのころ、種の絶滅速度や生態系の破壊についての研究も進み、生物多様性の消失がかなりの速度で進行していることも明らかになりつつあった。

このように、生物多様性という言葉は、生物学者らが科学的成果にもとづいて提起したものである。生物多様性という概念は、これまで「種」の保全に注力してきたNGOなどの自然保護活動にとっては重要

第1表 生物多様性にかかる動向

	国内	海外
1992年		生物多様性条約 採択
1993	生物多様性条約に批准	
1995	生物多様性国会戦略 策定	
2002	新・生物多様性国家戦略 策定	COP6( ハーグ：2010年目標 )
2003	自然再生推進法 施行	
2005	外来生物法 施行	
2006		COP8( クリチバ：民間参画決議 )
2007	第三次生物多様性国家戦略 策定 農林水産省生物多様性戦略 策定	
2008	生物多様性基本法 施行 企業と生物多様性イニシアティブ( JBIB )設立	COP9( ボン：自治体の参画 ) 『生態系と生物多様性の経済学( TEEB )中間報告』
2009	日本経団連『生物多様性宣言』 環境省『生物多様性民間参画ガイドライン』	
2010	生物多様性国家戦略2010 策定	COP10( 愛知県名古屋市 )

資料 筆者作成

な提起となった。

しかし、生物学者が生物多様性の重要性を科学的知見から説明しても、一般の人々にその重要性が受け入れられるのは難しい。そこで、生物学者らはより多くの人々が理解しやすい生物多様性保全の論拠を提示してきた。

(注2) 生物学は、生物にかかる構造や現象、生命メカニズムを解明する基礎科学であるが、現実社会においては自然保護や生物多様性保全の主導的な役割を果たす場合も多い。また、80年代には、生物多様性を保全することを使命とする応用科学である保全生物学という学問分野も誕生している。

## (2) 功利的価値と政治・経済問題

先行研究では、生物多様性の重要性が一般の人々にも受け入れられるために、生物学者は生物多様性がいかに功利的な価値を持つかを強調してきたことが指摘されている。

生物学者の主張は、生物多様性は経済的価値や文化的価値など、人類の生存や生活

の豊かさにとって不可欠な多様な価値を持つ、そして生物多様性の消失は科学的に解明されていない部分も大きいながらも不可逆的かつ着実に進行しており、多大な経済的な損失や将来世代の持続不可能性につながっている、というもので、人々が身近な問題としてとらえやすいものであった。<sup>(注3)</sup> こうした論調はマスメディアでも頻繁に取り上げられ、一般の人々に生物多様性の消失に対する関心を引きつけた ( Tacacs (1996) ; Hannigan (2007) )。

そして、生物多様性の消失が人類の損失になることが強調されるなかで、生物多様性問題は持続可能な利用やバイオテクノロジーへのアクセス、南北間の利益配分、先住民の権利、遺伝子の組換えとバイオセーフティ、栽培品種の単一化など、すでに問題化していた様々な政治的・経済的な問題と結び付けられていった ( Barton (1992) ; Hannigan (2007) )。これによって生物多様



性問題は、利益配分や所有権の問題などの生物学者の扱う範囲を超えるようなものまでを含む、幅広い問題になっていったのである。

このように、生物多様性が様々な功利的価値と結び付けられることによって多くの人々からの関心を集めてきたこと、そして生物に関する様々な政治的・経済的な問題を含んできたことによって、生物多様性問題は世界的な環境問題としての地位を確立してきたとされている。

(注3) ただし、生物学者らは、倫理的価値の重要性も同時に主張している。ここでいう倫理的価値とは「存在そのものに保全されるべき価値(内在的価値)がある」「生命の進化のプロセスを人間活動によって妨げるべきではない」といったものを指す。

(3) 広い問題の幅をもつ生物多様性条約以上のような動向は、国際社会における生物多様性問題の方向性と幅を決定付けてきた。多様な価値や幅広い問題を前提として採択されたCBD(生物多様性条約)は、生物の多様性の保全、生物資源の持続的な利用、遺伝資源の公正かつ衡平な配分、という3つの目的を持つこととなった。CBDの目的に や のような「人類にとっての利益」が盛り込まれていることは、これまでの自然保護条約の目的が基本的に特定の種や生息地の保護に限定されていたことを考慮すると、革新的なことである。<sup>(注4)</sup> CBDが「人類にとっての利益」を生物多様性保全の「結果」ではなく「目的」としたことについては、違和感を唱える生物学者

第2表 COP10の作業部会

進捗評価と実施支援に関する課題	
1 2010年目標の進捗度	6 技術移転と協力
2 戦略、目標、指標の改訂	7 植物保全の国際戦略
3 条約運営	8 CEPA(交流や教育、普及啓発)
4 資源動員戦略	9 都市・ビジネスと生物多様性
5 科学・技術の協力等	10 財政メカニズム
議論を深化させるべき課題	
1 島嶼の生物多様性	4 保護区
2 海洋と沿岸の生物多様性	5 生物多様性の持続的な利用
3 山地の生物多様性	6 気候変動と生物多様性
COPに関する他の重要な課題	
1 農業の生物多様性	5 侵略的外来種
2 乾燥地等の生物多様性	6 分類学的イニシアティブ
3 森林の生物多様性	7 伝統的知識
4 バイオ燃料と生物多様性	8 誘導措置

資料 CBD-COP10 "Orgianzation of Work" をもとに筆者作成

やNGO関係者もいるが、問題を現実的に議論する方向性が示されたとして支持する声も多い。

また、CBDは多くの問題を含む枠組み条約であることから、締約国会議での議題も多岐にわたるものとなっている。例えば、今秋行われるCOP10でも、海洋や山地のように生態系の類型ごとの保全をテーマにする部会、持続的利用についての部会、農業についての部会など、幅広い部会が開催される予定である<sup>(注5)</sup>。CBDが生物多様性の保全そのものから政治的な話題まで広い議論の幅をもつことは、何が問題とされているかをわかりにくくしているが、幅広い問題を含むことによって、多様な人々の政治的な関心を集めることにつながってきたことも事実であろう。

(注4) 70年代には「ワシントン条約(絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約、CITES)」「ラムサール条約(特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約)」「ボン条約(移動性野生動物種の保全に関する条約、CMS)」などが採択されていたが、これら

の条約は基本的に希少種・絶滅危惧種の保護が目的とされるものである。

(注5)ただし、より政治的色彩の強い議題については、法的拘束力のある議定書が作られて本会議とは別に協議される。これまで、遺伝子組換え生物の国際取引に関しては「生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書」が作成されているほか、今回COP10の本会議で議論される「アクセスと利益配分(ABS)」についても議定書の作成が目指されている。

#### (4) 経済問題としての方向性

生物多様性問題の幅広い問題群のなかで、特に今日焦点とされているのが、人類にとっての多様な利益を評価することである。

そして、その方向性を強めるきっかけとなったのが、国連ミレニアム生態系評価のなかで示された生態系サービスの概念である(Millennium Ecosystem Assessment(2005))。

生態系サービスは、食料や素材など生態系による財の生産である「供給サービス」、気候制御や自然災害防護などの「調整サービス」、レクリエーションや教育などの非物質的利益である「文化的サービス」、他の生態系サービスを支える「基盤サービス」からなる概念であり、ミレニアム生態系評価では、それぞれのサービスの細かい分類のレベルまで定性的に(一部は定量的に)社会的・経済的価値が評価されている。

また、生態系サービスは、「なぜ生物多様性を保全する必要があるのか」を人類にとっての価値に引きつけて体系的に示す概念として、生物多様性の重要性を主張するプロパガンダとしての役割を果たしてお

り、現在生物多様性問題が取り上げられる場合は、必ずといっていいほど引き合いに出される概念である。

これに伴って、生物多様性に対する経済界からの注目も高まっている。2006年のCOP8では「企業の参画に関する決議」がなされ、08年のCOP9で日本企業9社を含む世界のトップ企業34社が「企業と生物多様性に関するイニシアティブ」に参加し、「リーダーシップ宣言」への署名を行った。これらの出来事は、経済界に対して生物多様性問題が環境問題の新しく注目すべきテーマであることを印象付けた。

さらに、COP9では『生態系と生物多様性の経済学』(以下『TEEB』という)の中間報告が出され、生物多様性の価値や保全にかかる費用などを定量的に示す方針が示されたことで、経済学者、市場関係者、政策関係者等から大きな注目を集めた。『TEEB』はCOP10に合わせて「政策立案者向け」「ビジネス向け」「消費者向け」「気候変動との関連」の4パートからなる完全版が発行される予定であるが、そのなかでは「生物多様性認証制度(エコラベル)」や「生物多様性オフセット(生態系の代替地の確保)」「生態系サービスへの直接支払い(PES)」など、市場や財政によるアプローチ手法が精緻化されることになっている。<sup>(注6)</sup>

同じ環境問題としては、06年に出された『気候変動の経済学(スターンレビュー)』という報告書が気候変動問題に市場メカニズムを導入する上で非常に大きな役割を果たし、対策を加速度的に進展させた前例が

ある。そのため『TEEB』によって経済・財政的手段が示されることで生物多様性問題への対策が大きく前進するとの観測が広がっている。こうして、生物多様性問題は、国際社会において経済問題の一部としてとらえられ始めており、多くの市場関係者や政策関係者の関心を引きつけることにつながっている。

(注6) 既に概要版が出されている『TEEB』の「ビジネス向け」のサマリーでは、生物多様性や生態系サービスに関する世界の新興市場(認証農産物やオフセットなど)の規模を見積もっているが、その額は08年で646億7,300万ドル、20年で2,802億ドル、50年で1兆259億ドルとされている。

#### (5) 経済問題への日本の注目

以上のように国際社会の動向をみてきたが、国際社会において生物多様性と経済との結びつきが注目されるのに合わせて、日本においても生物多様性問題が経済問題として注目されつつある。

この背景には08年のCOP9で次の開催地が愛知県名古屋市に決定したこともあるが、国際動向を受けて09年に入り、日本経団連が『生物多様性宣言 行動指針とその手引き』、環境省が『生物多様性民間参画ガイドライン』と企業の生物多様性に関する社会的責任や活動指針を発表するなど、企業と生物多様性の関係性が急速に整備されていることが大きい。企業が生物多様性問題に取り組まなくてはならない理由も「リスクやチャンス」などの概念で整理されつつあり、<sup>(注7)</sup>新たな「企業の社会的責任(CSR)」の対象として企業側からの注目も高まっている。

生物多様性問題と経済分野の結びつきが強まることは、人々の関心を引くという意味で非常に大きな効果を持つ。日本でも経済分野との関係が意識されるに従い、これまで以上に生物多様性問題への関心は高まることになると思われる。

(注7) 例えば、藤野(2010)は、生物多様性に絡む経営上のリスクとしては、操業リスク、法的リスク、風評リスク、市場リスク、資金調達リスクを挙げ、チャンスとしては、原材料の安定供給確保、企業価値の創造、新商品などの提供、市場・投資機会、新たな商品の開発を挙げている。

### 3 日本における生物多様性問題の展開

ここまでは国際的な動向を見ながら、生物多様性問題が経済問題としての側面からの注目を集めつつあることを明らかにし、それが日本にも影響を与えていることを論じた。以下では、日本国内の独自の動向について述べる。

#### (1) 国家戦略とその改定

日本において生物多様性という言葉が広く知られるようになったのは、95年に生物多様性条約締約国の義務として「生物多様性国家戦略」を策定したことがきっかけになっている。基本的に生物多様性問題は行政主導で国際社会から導入されたものであり、実際にこの「生物多様性国家戦略」は、CBDの構成にほぼ沿った形で作られている。

しかし、日本における生物多様性問題は、

その後国内の事情に合わせて独自に展開してきた側面も非常に大きい。生態学者やNGO・NPOなどとの意見交換を経て改訂された02年の「新・生物多様性国家戦略」では、日本における生物多様性の危機として、人間の活動や開発による危機、人間活動の縮小による危機、人間により持ち込まれたもの（外来種）による危機、を挙げている。このうち、のように、人間が自然にかかわる機会が減少したことによって生物多様性が衰退している、と指摘している点は、次のような日本における生物多様性問題の独自性を反映したものである。

## （2）二次的自然の豊かさ

環境NGOのコンサベーション・インターナショナルは、日本列島を世界で最も生物多様性の高い地域（ホットスポット）の一つとして選定しているが、日本の生態学者らは日本において生物多様性が高い理由の一つとして二次的自然の豊かさを挙げている。二次的自然とは、「人間の第一次産業に関する活動の結果生じた環境に対する生態系」（芹沢（1997））と定義され、例えば、農用林、草地、藻場などが該当し、水田やため池が含まれる場合もある。

日本では、人間が適度に手を加えることによって生物相が豊かになり、しかも様々な生態系がモザイク状に存在してきたことが生物多様性の高さにつながっているとされており（守山（1988）；（1997））、鷲谷・矢原（1996）は、保全生態学の立場から

「わが国の生物多様性を守るという観点からは、原生的な自然はもちろんのこと、その生物相の崩壊が現在最も心配される二次的自然こそ、守るべき自然であるということになる」（29～30頁）と論じている。このように、日本の生物多様性問題は、原生的な自然だけではなく、二次的自然の荒廃が進んでいるという現状を踏まえて展開しているのである。そして、もともと自然保護活動を行ってきたNPOにも、原生的自然の保護に加えて二次的自然の保全を行う活動が広がっている。

ただし、現在の日本において二次的自然の保全を進めることは容易なことではない。なぜなら、生活の近代化を遂げた現在、薪炭林や農用林などの二次的自然を利用・管理する経済的な理由はほとんどないし、圃場整備を遂げ農薬や化学肥料が利用される水田は生物多様性とは対立的であるため（注8）である。

（注8）「新・生物多様性国家戦略」にあてはめると、二次的自然の経済的価値が失われることによる放棄はの危機、圃場整備や農薬の使用などによる生物多様性の消失はの危機として分類できる（前記（1）参照）。

## （3）二次的自然を保全・再生する活動

しかし、このような二次的自然を保全・再生する活動は、すでに全国各地で行われてきており、それが今日では生物多様性の取組みとして注目されている。例えば、地域社会が農用林や薪炭林として利用・管理してきた「里山」は二次的自然の代表例であるが、こうした里山を保全する運動は、すでに90年代ごろから各地で見られてお



り、現在里山の保全を目的に掲げるNPOは特定非営利活動法人格を持つものだけで全国に267団体あるほか、都道府県では神奈川県や千葉県、市町村では高知市、秦野市などが里山保全に関する条例を定めている。また、地域貢献や地域との交流を目的とした「企業による森づくり」も全国の300か所以上で展開している（国土緑化推進機構（2009））。

一方、二次的自然と関係の深い農林水産業にも生物多様性問題への取組みが求められており、07年には「農林水産省生物多様性戦略」が策定されている。特に、環境保全型農業などと結びついた「いきものマーク農産物」の取組みには兵庫県豊岡市の「コウノトリ育むお米」や新潟県佐渡市の「トキひかり」など社会的インパクトの大きい取組みが多いため、注目が高まっている。

（注9）ここでいう里山とは、歴史的に人間の働きかけと生態系の相互作用によって形成されてきた二次林を指す。また、景観の違いによって里地、里海、里川といった言い方もある。

（注10）内閣府NPOポータルサイト「全国特定非営利活動法人情報の検索」の「目的」の欄に「里山」と入力した結果による。

（注11）ただし、この取組みは全国で37事例にとどまり、1事例あたりの取組面積も広くはない。また、「いきものマーク農産物」とは、「農林水産業の営みを通じて生物多様性を守り育む取組みや、その産物を活用した発信や環境教育などのコミュニケーションを行うこと」とされる（農林水産政策研究所（2010））。

#### （4）地域社会問題としての方向性

それでは、なぜ経済的価値を失うことによって衰退してきた二次的自然の管理が行われているのかというと、二次的自然の荒

廃が、地域社会内の多様な問題と結びつけられて解釈され、それに対して多くの人々が注目を寄せているためである。

例えば、現在各地の茅場（二次草地）でNPOや行政、地域住民らが連携・協力しての保全活動が行われているが、それらの活動は経済的価値の維持や伝統地場産業の保存、景観の保全、原野火災や不法投棄の防止など様々な価値・目的をもとに行われている（竹内・寺林（2010））。また、農家が負担の大きい減農薬や冬期湛水を伴う農産物の生産に取り組むことにも同様の理由が見いだされ、滋賀県東近江市の「魚のゆりかご水田」の取組みでは、農産物への付加価値とともに、農家や農協などから地域の紐帯の再生や環境教育、地域文化の再生といった効果に大きな関心が向けられている（寺林（2010））。

以上のように、二次的自然の保全活動に見いだされる価値や管理の目的は、地域の事情や参加する主体によって様々であるが、おおむね、地域文化や景観の保全、水源涵養、土砂崩れの防止などの公益的機能の保全、鳥獣害や原野火災などのリスクの防止、教育活動、農産物への付加価値や観光への波及、バイオマスの将来的利用など新たな経済的価値の創出、地域・環境貢献、社会関係づくり、地域環境の持続可能性、そして生物種、あるいは生態系の保全そのもの、といった要因にまとめられるだろう。

そして、これらの多様な価値や目的は、生物多様性の多様な価値として国際的に認

知されつつある生態系サービスの議論で理解することが可能であり、上記の例では「供給サービス」には を、「文化的サービス」には と を、「調整サービス」には と を当てはめることができる。このようなことから、二次的自然の保全と生物多様性問題への取組みは同一的にとらえられつつあり、マスメディアも上記のような取組みを指して「生物多様性問題への取組み」として紹介することも多くなっている。

また、二次的自然のもつ価値や管理目的は多様であるため、地域住民やNPO、自治体、企業・地域協同組織、小・中学校、大学、消費者などの連携・協働によって行われることが多い。二次的自然が衰退してきた原因には、過疎化・高齢化によってこれまで二次的自然の管理を行ってきた担い手が不足してきたことも指摘されているが、二次的自然の保全を通して新たな社会関係やネットワークがこれを担っていくことにも注目が集まる。

このように生物多様性問題を軸として新たな連携やネットワークが構築されていくなかで、生物多様性問題は地域社会の再生やまちづくりなどにかかわる人々から関心が向けられていることから、今後も生物多様性は地域社会の様々な問題を語る上での一つの論点として根付いていくと思われる。<sup>(注15)</sup>

(注12) 大沼・山本(2009)は、兵庫県豊岡市の「コウノトリ育むお米」を事例として、このお米の生産に経済合理性があることを示すとともに、観光客の増大などによって地域経済に対しての波及効果も大きいとの算出を行っており、豊岡市がコウノトリの野生復帰を進める重要な論拠

となっている。

(注13) 寺林(2010)では、企業による生物多様性への取組みのほとんどが地域貢献や地域との連携・協働を目的としていることのほか、同様の目的で生物多様性保全に取り組む農協や信金の事例を紹介した。

(注14) 武中(2008)は、水田がラムサール条約の登録湿地ともなっている宮城県大崎市で農家が害鳥でもあるマガンの保全に協力する理由を、「豊かな環境を次世代に受け渡すこと」に大きな価値が置かれているためだと述べている。

(注15) こうしたなかで、二次的自然を保全・再生する体制を整えることを制度化する動きも始めている。例えば、10年6月には「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法制度(里地・里山法)」が閣議了解され、近々法制度化が行われることになっている。

#### (5) 地域社会問題の国際社会への提示

国内のこうした動きは、COP10で日本政府から「SATOYAMAイニシアティブ」と<sup>(注16)</sup>して国際社会に提唱される予定である。生物多様性問題と地域再生を平行してとらえることの重要性は、日本だけに固有のものではない。国際社会でも熱帯林の破壊が地域住民の生活を脅かすなど多くの問題が起こってきたことから、CBDのなかでも地域住民と自然資源の関係性については触れられている。

しかしそれだけに、生物多様性問題で特に「地域」の視点が重要になるということを指摘し、地域社会の文化や伝統的知識を重視した生物多様性保全を進めるための体制作りを世界的に進めようというという提案を改めて示す意味は大きい。なぜなら、生物多様性問題には、まさに消失している「現場」があり、生態系サービスを楽しんでいるのは人類全体というよりも、むしろ

地域社会の個々人であるためである。そのため、市場メカニズムの導入により活動資金が流れる仕組みを作ることは重要だが、それだけではなく、地域の多様な利害関係者がそれぞれの価値や目的を見据え、連携して活動を行おうという提案には、地元で活動するNGO・NPOや地域調査を

行ってきた研究者らからの注目度も高い。このことから、「SATOYAMAイニシアティブ」は、今後CBDにおいても大きな議題となることが想定される。

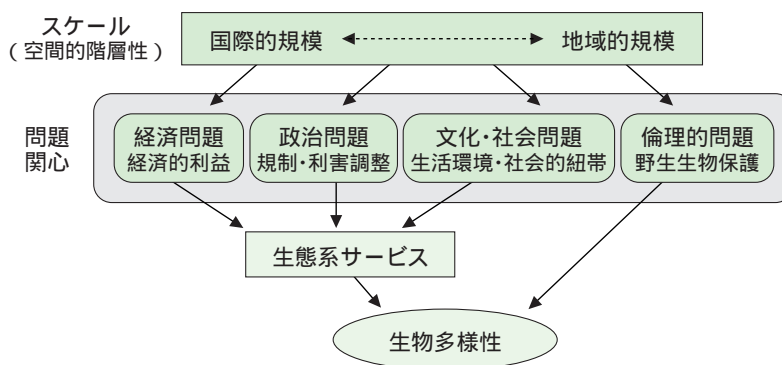
(注16)「SATOYAMAイニシアティブ」では、この体制づくりを地域社会における持続的な自然資源管理システムである「コモンズ」になぞらえて「新たなコモンズの創出」と表現している。

#### 4 生物多様性問題の方向性

ここまで国際社会や日本において生物多様性問題がどのようにとらえられているかを論じてきた。生物多様性問題は、注目の対象となる価値や問題、管理目的が多様であり、それゆえに多くの人々を利害関係に巻き込んできた。ただし、その一人ひとり幅広い生物多様性問題のすべてに関心を寄せているわけではなく、個人や社会によって、生物多様性問題を解釈する方向性は異なっている。

そうしたなかで、本稿は人々が生物多様性問題のどのような側面に関心をもち、その関心の方向性がどこへ向かっているかを

第1図 生物多様性問題への関心の方向性



資料 筆者作成

明らかにした。生物多様性問題は、どのような空間的スケールの問題ととらえるか、そして取り組む人々が何に価値を置いているかによって、いくつかの関心の方向性を持って拡大してきた(第1図)。生物多様性問題に最も注目しているのは、もともと自然そのものに大きな価値を見だし、倫理的問題として保護活動に取り組んでいたNGOやNPOであろう。また、CBDで話し合われる政治問題についても、その関係者からは大きな注目が集まっている。一方本稿では、国際的な動向、国内の動向それぞれの文脈をたどるなかで、日本で生物多様性問題に関心を集める大きな要因として、次の2つの方向性が見いだされた(第3表)。

第1に、生物多様性問題を経済問題としてとらえる方向性である。生物多様性には経済的価値があるという主張は、多くの人にとって最も重要性を理解する上で説得力がある。現在、国際社会においては生物多様性の経済的価値が強調され、経済的な分析手法の開発も行われているが、こうした

第3表 国際社会と日本における生物多様性問題の主な構築過程

	前提	論拠	結論
国際社会	種の絶滅 生態系の破壊 遺伝的多様性の消失	多様な功利的価値 (生態系サービス)の 享受	経済・財政アプロ ーチの精緻化
日本	二次的自然の衰退	地域環境の再生, 多様な価値の享受	地域における連携・ 協力の体制づくり

資料 筆者作成

動向のなかで日本の経済界においても生物多様性問題への関心が高まっている。また、経済的合理性は地域社会が生物多様性問題に取り組む場合においても重要な論点の一つとなっている。生物多様性問題は、経済分野との結びつきを強めるなかで大きな関心を引き寄せつつあり、生物多様性問題を経済問題としてとらえる人々はこれからも増えていくだろう。

第2に、生物多様性問題を地域社会の問題としてとらえる方向性である。地域社会における生物多様性保全の取組みは、生態系サービスとしても理解できる多様な価値を享受することと結びついており、それゆえにNGO・NPOや地域住民、自治体、地元企業などがそれぞれの利益を享受しながら連携して活動を展開している。また、生物多様性問題は、生物多様性が衰退している「現場」を持つため、地球規模で進行する気候変動問題よりも、地域規模で環境問題への取組みを行う人々に向いている。これらのことから、地域社会の再生やまちづくり、地域活性化などにかかわる多くの人々にとって、生物多様性問題は身近で関心の高い問題としてとらえられるのである。

以上のように生物多様性問題に対する関心の方向性を示してきたが、今後課題になってくるのは、利害や関心が異なる人々が、生物多様性問題を解決するための協力体制を作り上げることができるかということである。

経済・財政的なアプローチ手法が緻密化し、生物多様性保全に資金が流れるようになるにせよ、その資金で実際の保全活動が行われるのは、特定の「現場」である。「現場」での連携や協働が重要であるとはよく言われるが、多様な利害や関心があるなかでそれらをどのように調整していくのかは大きな注目点である。

### おわりに

しばしば生物多様性問題はわかりにくい、という声が聞かれることがあるが、それは国際的に議論されてきた生物多様性問題の範囲があまりにも幅広いことが一因であろう。こうしたなかで、人々は自らの関心や利害に引きつけて生物多様性問題とは何かを理解しようとしてきた。そして、多くの人々の関心をひく方向性が示されることによって、それを身近な問題として感じる人々は増えていくのである。

本稿で示したように、経済問題あるいは地域社会の問題としてとらえられることによって、多くの人々が生物多様性の問題にかかわることになるであろうが、それによって問題が予定調和的に解決に向かうわけ



ではない。生物多様性問題に取り組む人同士が、どのように利害や関心の違いを理解し合い、保全の体制づくりを行っていくのかということについても注目していきたい。

<参考文献>

- ・ Barton, J. H. (1992) "Biodiversity at Rio", *Bioscience* 42(10):773-776.
- ・ Best, J. (1987) "Rhetoric in Claim-Making: Constructing the Missing Children Problem", *Social Problem* 34(2): 101-121. (足立重和訳「クレイムの申し立てのなかのレトリック 行方不明になった子どもという問題の構築」平秀美・中河伸俊編『新版構築主義の社会学 実在論争を超えて』2006)
- ・ Hannigan, J. A. (2007) *Environment Sociology*, London: Routledge.
- ・ Kitsuse, J. I. & M. Spector (1977) *Constructing Social Problems*, Menlo Park: Cummings Publishing Company. (村上直之他訳『社会問題の構築 ラベリング理論をこえて』マルジュ社, 1990)
- ・ Millennium Ecosystem Assessment (2005) *Ecosystem and Human Well-Being: General Synthesis*, Washington D. C.: Island Press.
- ・ Tacacs, D. (1996) *The Idea of Biodiversity*, Baltimore: The Johns Hopkins University Press. (狩野秀之他訳『生物多様性という名の革命』日経BP社, 2006)
- ・ 大沼あゆみ・山本雅資 (2009) 「兵庫県豊岡市におけるコウノトリ野生復帰をめぐる経済分析 コウノトリ育む農法の経済的背景とコウノトリ野生復帰がもたらす地域経済への効果」『三田学会雑誌』102(2): 3~23頁。
- ・ 国土緑化推進機構(2009)『企業の森づくり事例集』.
- ・ 芹沢俊介(1997)「二次的自然と絶滅危惧生物」『遺伝』別冊9: 60~68頁。
- ・ 武中桂(2008)「『実践』としての環境保全政策 ラムサール条約登録湿地・蕪栗沼周辺における『ふゆみずたんぼ』を事例として」『環境社会学研究』14: 139~154頁。
- ・ 竹内健悟・東信行(2005)「岩木川下流部におけるオオセッカの繁殖場所選択」『野生生物保護』9(2): 59~68頁。
- ・ 竹内健悟・寺林暁良(2010)「多様な価値・目的が生み出す環境管理の正当性 岩木川下流部ヨシ原における火入れ実施の課題と3事例の比較」『環境社会学研究』16号掲載予定(12月)
- ・ 寺林暁良(2010)「生物多様性問題に求められる民間参画 生物多様性条約と地域における取組み」『農林金融』5月号
- ・ 農林水産政策研究所(2010)「生物多様性保全に配慮した農産物生産の高付加価値化に関する研究」.
- ・ 藤野敬文(2010)「企業と『生物多様性』はどう結びつくのか」足立直樹監修『企業が取り組む「生物多様性」入門』日本能率協会: 30~61頁。
- ・ 堀川三郎(1999)「戦後日本の社会学的環境問題研究の軌跡 環境社会学の制度化と今後の課題」『環境社会学研究』5: 211~223頁。
- ・ 松下和夫・大野智彦(2007)「環境ガバナンス論の新展開」松下和夫編『環境ガバナンス論』京都大学学術出版会: 3~31頁。
- ・ 守山弘(1988)『自然を守るとはどういうことか』農山漁村文化協会
- ・ 守山弘(1997)『水田を守るとはどういうことか』農山漁村文化協会
- ・ 鷲谷いづみ・矢原徹一(1996)『保全生態学入門』文一総合出版

(てらばやし あきら)

